

葬儀の流れ(12の手順)

法律で決まっている手続き(死亡届・火葬許可・火葬は24時間経過後)と、葬儀社との打ち合わせ・通夜・葬儀などの実務や慣習を、ひとつの流れに並べました。順番は市区町村や葬儀社によって前後します。終わったら✓、日付や連絡先はメモ欄へ。

✓	#	やること	区分	メモ(日付・連絡先など)
☐	1	医師から死亡診断書(または死体検案書)を受け取る 死亡届と一体の用紙で、提出後は返ってこないため、必要ならコピーを取っておく	法律で必要	
☐	2	葬儀社に連絡し、ご遺体の搬送を頼む 前もって葬儀社を見つけておくと、落ち着いて準備できる	実務	
☐	3	死亡届を記入し、死亡の事実を知った日から7日以内に提出する 葬儀社が提出を代行することが多い。7日以内の期限は戸籍法 第86条	法律の期限	
☐	4	死亡届とあわせて火葬許可を申請し、火葬許可証を受け取る 火葬場は、火葬許可証を受け取った後でなければ火葬できない	法律で必要	
☐	5	火葬場を予約し、火葬の日時を決める 葬儀社が予約を取り次ぐ市区町村もある。許可証と予約の順番は市区町村で違う	実務	
☐	6	葬儀社と打ち合わせをし、見積書(明細)を受け取って内容確かめてから契約する 打ち合わせは親族など複数人で(国民生活センターの助言)	実務	
☐	7	通夜・葬儀・告別式を行う 行うかどうか・形式・日程は、家族の希望と地域・宗派の慣習で違う	慣習	
☐	8	火葬する(死亡後24時間を経過した後) 24時間の経過は墓地、埋葬等に関する法律 第3条。火葬場は許可証を受け取った後でなければ火葬できない(同法第14条)	法律の期限	
☐	9	火葬済みの証明がされた火葬許可証を受け取り、納骨の日まで保管する 市区町村によって「埋火葬許可証」などの名称がある	法律・運用	
☐	10	納骨するときは、墓地・納骨堂の管理者に火葬許可証を出す 墓地、埋葬等に関する法律 第14条	法律で必要	
☐	11	四十九日法要と納骨の準備をする 行うかどうか・日程・納骨を同じ日にするかは、家族と寺院・墓地の管理者に相談して決める	慣習	
☐	12	葬儀の領収書・会葬礼状を保管し、葬祭費または埋葬料を申請する 国民健康保険・後期高齢者医療は葬祭費、会社などの健康保険は埋葬料	申請が必要	

連絡先のメモ(葬儀社・火葬場・寺院など)

葬儀の流れチェックリスト

期限のある手続きと、葬儀社の見積もりで確かめること

期限のある手続き

死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内(国外で死亡したときは3か月以内) 戸籍法 第86条
火葬	死亡後24時間を経過した後でなければ行えない(他の法令に別段の定めがある場合を除く) 墓地、埋葬等に関する法律 第3条
火葬許可証	火葬の前に受け取っておく 墓地、埋葬等に関する法律 第5条・第14条
葬祭費(国民健康保険・後期高齢者医療)	葬祭を行った日の翌日から2年 国民健康保険法 第110条・高齢者の医療の確保に関する法律 第160条
埋葬料(協会けんぽ)	埋葬料は死亡日の翌日から2年、埋葬費は埋葬日の翌日から2年 健康保険法 第193条(健康保険組合・共済組合は各組合に確認)

葬儀社の見積もりで確かめること

国民生活センターは、葬儀サービスの料金トラブルの相談が依然として多くとして、見積書の明細を確かめること、打ち合わせを複数人で行うことなどを呼びかけています。

☐	見積書を受け取った(口頭やプラン表だけで決めていない)
☐	見積書に明細がある(「プラン名」「一式」だけになっていない)
☐	プランに含まれている項目を確かめた
☐	含まれていない項目と、その料金を確かめた
☐	追加サービス(オプション)の内容と料金を確かめた
☐	広告・チラシの料金と、見積もりの金額・内容が同じか確かめた
☐	「家族葬」などの言葉ではなく、参列者の人数・日数・料金を具体的に確かめた
☐	打ち合わせを、喪主一人でなく親族など複数人で行った
☐	できれば事前に、複数の葬儀社を比べた
☐	せかされてもその場で決めない。不安なときは消費者ホットライン188に相談する

葬儀社の比較メモ

確かめる項目	葬儀社A	葬儀社B
葬儀社の名前・担当者		
見積もりの金額(税込)		
プランに含まれるもの		
別料金になるもの		

このチェックリストについて

一般的な情報提供です。葬儀費用の相場、亡くなってから火葬までの日数の目安、お布施の額は、地域・宗派・火葬場の予約状況で大きく違うため載せていません。手続きは市区町村の案内で確認してください。